平成２４年（フ）第２５２３号
札幌市豊平区平岸３条８丁目７番12号　信和コーポ205号
債務者　杉森　敦子
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５５８号
札幌市西区琴似１条７丁目１番35号　さんぽちＢＬＤⅢ―403号
債務者　川合　峰法
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５６９号
札幌市清田区真栄３条２丁目３番35号　サンヒルズ真栄23
債務者　大隈　良則
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５７１号
札幌市厚別区青葉町３丁目２番５―105号
債務者　有井　泰平
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５９２号
札幌市白石区本通17丁目南３番23号　コーポリベラル201号
債務者　前田亜希子（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６４０号
札幌市豊平区豊平５条10丁目１番16号
債務者　互野　弘基
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６６７号
札幌市厚別区厚別東２条３丁目６番44号　ハイツエメラルド105号
債務者　工藤　裕紀
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６８０号
北海道千歳市富士３丁目９番３号
債務者　佐藤みゆき（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６８５号
札幌市東区北５条東８丁目１番２号　めぐみマンション３号
債務者　大柳恵理香
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６９０号
札幌市北区新琴似８条１丁目２番15―403号
債務者　吉田　龍哉
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７１４号
札幌市白石区東札幌２条４丁目10番11号　第２コーポ渥美106号
債務者　東　　末光
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７２４号
札幌市東区北15条東18丁目５番24―706号
債務者　佐々木茂夫
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７２５号
札幌市東区北15条東18丁目５番24―706号
債務者　佐々木トキ
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７４２号
札幌市白石区本郷通７丁目北３番20―101号
債務者　中川　亜弓
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４４号
岩手県陸前高田市広田町字中沢194番地、前住所岩手県気仙郡住田町世田米字本町40番地２
債務者　及川亜紗美
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第２１０号
群馬県佐波郡玉村町大字上新田1053番地８
債務者　小川　和之
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２１１号
群馬県佐波郡玉村町大字上新田1053番地８
債務者　小川　房子（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係